

都市計画法・建築基準法：田園住居地域

資料1

国土交通省

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にるべきものへ（都市農業振興基本計画）
○マンション等の建設に伴う農環境悪化の防止
○住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない状況

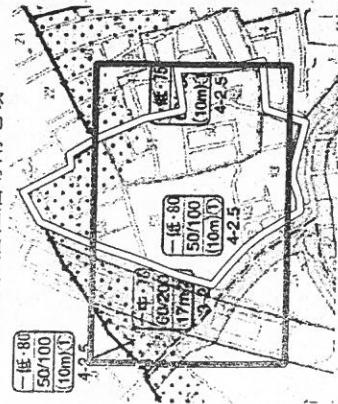
課題・背景

田園住居地域の具体的イメージ



田園住居地域のイメージ

↓
<現行の用途指定状況>
：第1種低層住居専用地域



農家レストラン(イメージ)

改正内容

住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と豊かな環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発／建築規制を通じてその実現を図る

開発規制

- 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積を市町村長の許可制とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（政令で300m²と規定）以上の開発等は、原則不許可

建築規制

用途規制

低層住居専用地域に建築可能なもののイメージ

- ・住宅、老人ホーム、診療所 等
- ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等（150m²以内）

農業用施設

- 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等（500m²以内）
：農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するものの
- 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
：農機具収納施設等



形態規制

○低層住居専用地域と同様
容積率：50～200%、建ぺい率：30～60%、
高さ：10or12m、外壁後退：都市計画で指定された数値

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず豊農継続可能